

天正末年～慶長期における出羽国由利衆の動向

長谷川 成一

はじめに

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の動乱のさなか、最上義光は上杉景勝との戦いで窮地に陥ったにも関わらず、それを乗り切つて、慶長七年、徳川家康から出羽国由利郡と庄内三郡を宛行われて五七万石（五二万石とも）を領有することになった。名実ともに出羽国最大の大名にのし上がったのである。山形最上氏の支配下に入った由利郡には、義光の重臣で楯岡（現山形県村山市）を本貫の地とした本城満茂が赤尾津（赤宇津、赤宇曾ともいう。現秋田県由利郡岩城町）に入部して三万九〇〇〇石余を領し（「由利郡惣高覚書」本城家文書）、中世以来の由利衆による小名分立支配の状態は、ここに終焉を迎えた。これ以降、元和八年（一六二二）の最上改易に至る約二〇年間の最上氏による支配が、由利郡において実施された。

本城満茂は、居城を変更するたびに居城地名を姓とした呼び名が行われたことから（満茂の呼び名として、楯岡豊前・湯沢豊前・

赤尾 宇 津豊前・本城豊前・山形豊前がある^①）、煩雑さを回避するため、本稿では、本城満茂で統一して記述する。

最上氏による由利郡支配については、『本莊市史』通史編（本莊市 一九八七年）に執筆の機会を与えられ、同市史編纂の過程で収集した史資料に基づいて、元和八年の最上改易に至るまでを叙述した。その後、『秋田市史』第八巻 中世 史料編（秋田市 一九九六年）や『能代市史』資料編 中世二（能代市 一九九八年）などの編纂・刊行が続ぎ、新たな史資料の提示がなされたことから、それらを踏まえた貴重な成果が蓄積され研究が進展した。これらの自治体史が、当該の研究分野に大いに貢献したことは疑いないところである。

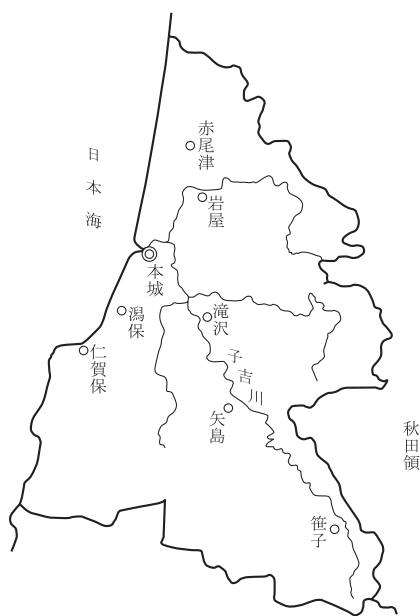
ところで最近、小林清治氏が「『奥羽仕置』と豊臣権力」と題する論文を『織豊期研究』第二号（織豊期研究会 二〇〇〇年、以下小林氏論文と略記する）に発表された。奥羽仕置について、豊臣政権の国制との関わりで論じた大きな構想に基づいた精緻な論稿であって、私は大いに刺激を受けるとともに豊臣政権研究の

進展に資するところが大きい業績であったと考える。なかでも塩谷順耳氏の「中世史料編補遺」(『秋田市史研究』六 一九九八年以下、塩谷氏論文と略記する)にみえる新たな年代比定をした文書に依拠した、天正十八年(一五九〇)の出羽仕置に関する見解については、従来の豊臣政権による出羽仕置の在り方を根底から覆す内容を含んでいるので、私はそれに大いに刺激を受けつつ、改めて出羽仕置の実態を再検討する必要があるのではないかと考えるに至った。

本稿では、先学の各研究に学びつつ、塩谷氏論文ついで小林氏論文について検討を加え、由利郡内の太閤蔵入地の設定時期、豊臣期由利衆の動向、滝沢・岩屋両氏の最上氏家臣化の過程などを明らかにしたい。前掲『本莊市史』においては、同書の性格上、本城氏の由利支配に重点をおいて叙述せざるを得なかったため、滝沢氏など郡内の各氏については言及が乏しく、不十分な記述に終わったことは否めない。本稿が、同書の補足的役割を果たすことができれば幸いである。また地図1「近世初期の出羽国関係地図」と地図2「近世初期の出羽国由利郡関係地図」を掲げたので、本稿を読み進む上で参考にされたい。

本稿で、出典として多用する史料の表記については、次のように略記した。

- 『本莊市史』史料編 上(本莊市 一九八四年) 『市史』上
- 『本莊市史』史料編 下(本莊市 一九八五年) 『市史』下



地図2 近世初期の出羽国由利郡関係地図



地図1 近世初期の出羽国関係地図

一、年未詳八月十七日の志村光明書状について

— 天正十八年説の検討 —

豊臣政権の出羽国由利仕置について、小林氏論文が打ち出した新たな見解とは、次のようなものであった（小林氏論文一―一頁）。

天正十八年十二月から翌十九年一月までの間に相馬義胤、出羽仙北の小野寺義道・戸沢光盛・六郷弾正と出羽由利衆、さらに湊安藤実季らが石高による秀吉領知朱印状を交付された（相馬文書他）。上洛出仕と領知朱印状受領によって、秀吉と奥羽の大名国人との主従制ははじめて正式に確定したのである。伊達・最上・南部・相馬などの大名衆はすでに夫人を京上させていたが、十八年秋に最上氏の山形に移った由利衆の妻子が（註17志村書状）さらに京都に上ったか否かは詳らかでない。

右の記述によると、天正十八年から同十九年にかけて、一部の例外を除いて奥羽の大名・小名たちは、秀吉から領知朱印状を発給され妻子を上洛させて秀吉との主従関係を形成したが、由利衆は山形へ妻子を移して上洛したかどうかは不明であるという。その根拠となったのが、塩谷氏論文で新たに天正十八年八月十七日と年代比定した志村光明の書状であった。なお、拙稿「文禄・慶長期津軽氏の復元的考察」（拙編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会一九八四年所収 七一―七二頁）において、天正十八年十二月末、前田利家の付き添いのもと陸奥国の津軽為信が妻子を同行して上洛したことを明らかにし、加えて翌天正十九年には秋田氏

等とともに領知朱印状を拝領したのではないかとの見通しを述べたが、小林氏論文には津軽氏の動向に触れるところがなかったのは残念であった。

それはさておき、小林氏論文の趣旨に従えば、出羽国の由利衆は、秀吉から朱印状を拝領して臣従関係を結んだにも関わらず、山形に妻子を移したということは、当時にあつては人質徴収の意味が強く、そのことからすれば由利衆は山形最上氏の主従制下に入ったのだという解釈になる。由利衆は、豊臣政権と山形最上氏との間で二重の主従関係を締結したことになり、豊臣政権によって秋田実季のもと「隣郡之衆」に編成され、慶長元年から秋田の材木切り出しと廻漕の軍役を負担させられた彼らにとり、最上氏との間でこのような関係が果たしてあり得たのか、というのが、第一に湧いた素朴な疑問であった。

この間の歴史的事実関係の整理については後に述べるとして、ここで最も問題となるのは、小林氏論文が「註17志村書状」と記して典拠とした、塩谷氏論文に紹介された志村光明書状の年代である。同氏論文は左に掲げた文書を、天正十八年八月十七日と比定した。

志伊光明書状写「秋田藩家蔵文書 五六 城下諸士家蔵文書

秋田県公文書館蔵、以下、本稿で引用する秋田藩家蔵文書は、特に断らない限り、全て秋田県公文書館蔵である」

以上、

其元三ヶ吉御蔵入之事、細々御理候へ共、御手透無之付て、清川迄御打送罷越披露申候、尤被進置由御意候、当毛より可

有御所霧候、為其使者申入候、將亦滝沢殿を始、御簾中方子息共二、山形二在府御座候、貴様も其通申届候へと御意二候、山形町之かた八ら、御屋敷御普請てま入不申所を、可被進之由被仰候、御大儀なり共、御簾中方御子息とも、山形へ越可有御さ候、為御心得申宣候、恐惶謹言、

志伊

八月十七日

光明（花押影）

岩右兵様

人々御中

文書中の「志伊光明」とは最上義光の重臣志村光明³⁾、「岩右兵」とは岩屋朝繁を指す。因みに岩屋氏の系図である「源姓岩屋氏」(『市史 下』二七七頁)によれば、岩屋朝繁が右兵衛尉に任じられたのは、慶長年間という。

さて右文書を天正十八年と比定する明確な根拠が、塩谷氏論文にはどうにも見あたらない。同論文中の解説に現代語訳として「其元三ヶ吉御蔵入之事」を「貴殿の領地のうち三分の一が太閤蔵入地に設定されることについて」と訳しており、新たに岩屋氏領に太閤蔵入地が設定されるという解釈を施していることが、年代比定の根拠に当たるのかと思われる。果たしてこの解釈は、正当であろうか。むしろすでに「岩屋氏の領内に設定されている領内の三分の一の太閤蔵入地の扱いについて」と解するべきではなからうか。光明書状の前半部の趣旨は、太閤蔵入地が岩屋氏領に設置されたということではなく、すでに豊臣政権によって同氏の領内に設定されていた太閤蔵入地の処置をめぐっての内容である。つまり、最上氏の家臣となった岩屋氏の領内の太閤蔵入地を

どのように措置するのかという判断を、義光が重臣の志村光明を通じて示したものと考えるのが妥当と思われる。文書全体の解釈は、後に譲るとして、年代比定の鍵となる冒頭の部分のみを吟味した場合、塩谷氏論文の現代語訳は、首肯しかねることが多い。

塩谷氏論文は、同文書によって由利郡に太閤蔵入地が設定された証左としており、その点については私も異論はないし、すでに拙稿「陸奥国における太閤蔵入地試論」(『文経論叢』一八巻三号 弘前大学人文学部 一九八三年 のち拙著『近世国家と東北大名』吉川弘文館 一九九八年 第一部第二章に改稿して収載)において言及したところである(塩谷氏論文では特に拙稿について触れるところのなかったのが残念である)。北羽地方においては、秀吉から領知朱印状を下付されると太閤蔵入地の代官任命は同時に行われており、秋田実季や小野寺義道など秋田・仙北の大名たちは、天正十九年正月十七日に領知を認められ、さらに領内の三分の一に蔵入地が設定された(『秋田家文書』東北大学蔵)。由利郡の小名たちは、秋田・仙北の領主たちに先立って、天正十八年十二月二十四日に領知朱印状(同前)を拝領しており、同様に領内に太閤蔵入地を設定されたようだ。岩屋氏の場合、天正十八年十二月二十四日の秀吉朱印状写(『市史 下』二六一頁)が残っており、それによれば拝領者は朝繁の父岩屋能登守朝盛であった(前掲「源姓岩屋氏」)。

朱印状の発給の経過は以上のようなものであったが、塩谷氏論文に従ってその経過をなぞってみると、天正十八年八月の段階で太閤蔵入地を岩屋氏領に設定したならば、領知朱印状の発給前に岩屋氏領内に蔵入地が設定されたことになり、今まで確認されて

きた歴史事実と著しく相違することになる。さらに天正十八年八月十二日、浅野長吉に対して陸奥・出羽両国に検地の実施を命じた有名な秀吉朱印状（『大日本古文書 浅野家文書』五九号 東京大学出版会 一九六八年覆刻）が発給され、それに従って八月の「出羽国御検地条々」（『色部文書』東京大学史料編纂所蔵影写本）に基づいて検地が実施されている。つまり出羽検地の終了以前に、岩屋氏領内に太閤蔵入地設定がなされたことになる。また他の領主は天正十八年末から翌年正月にかけて朱印状拝領と太閤蔵入地設置が同時になされたのに、岩屋氏のみ事前に太閤蔵入地設定が行われたとはとうてい考えがたい。

奥羽両国は、十月に入り由利仙北などにおこった検地反対一揆によって争乱状態に陥り、それをようやく鎮圧して同年末に北羽の大名・小名並びに津軽為信が足弱衆を同道して上洛に及んだのである。そして前述の通り、検地の結果に基づいて石高を明記した領知朱印状の発給がなされ、いずれも領内の三分の一に太閤蔵入地が設定された。従来の研究成果で明らかになっている事柄からすれば、岩屋氏のみに出羽国検地が実施される以前に、天正十八年八月段階で太閤蔵入地の設定がなされ、しかも領内の三分の一という、本来ならば検地によって石高を確定した結果に基づいて行われるはずの蔵入地設定が、検地を経ずしてそれ以前に実施されるのは不可能であろう。やはり右文書を、天正十八年八月十七日と比定するには相当の無理があると考えざるを得ない。

右に述べた考証によって、塩谷氏論文で比定した八月十七日文书が天正十八年八月とはとうてい考えがたいことについて、大方の理解を得ることができたと思う。それでは、当文書の年代はい

つころに比定されるであろうか。

そこで当志村光明書状の主要な文意を我々なりに把握すると、おおむね左のようになる。岩屋氏の領内に設定されている、領内三分の一の太閤蔵入地の扱いについて、度々交渉をしてきたが、最上義光の意図はその太閤蔵入地の分を岩屋氏に宛行うということであった。それで当年から岩屋氏がその分の所務すなわち年貢を収納することを許可する。さらに滝沢氏は自身も含め妻子も山形に在住することになったので、義光は岩屋氏も同様に措置することを命じ、山形城下町の傍らに、岩屋氏の屋敷を給与することである。是非岩屋氏にあつても妻子を山形に在住させるようにされたい、というものである。

この解釈が了承を得られるならば、当文書は、慶長七年に徳川家康から最上義光が由利郡を宛行われた時点以降ということになる。由利衆各氏の領内に設定されていた太閤蔵入地を、その一員であった岩屋氏の領地に編入することを認め、その年の年貢から収納を認めるというのであるから、同年かもしくはそれ以降と推定されよう。

高木昭作氏も、慶長五年の関ヶ原の戦いの翌年に太閤蔵入地は生駒氏の知行地となったとし、家康は太閤蔵入地を自由に進退できたのであり、その一例として、八月十七日文书を例に出羽国由利郡の太閤蔵入地も義光の家臣岩屋氏領になったと述べている（同氏「江戸幕府の成立」『岩波講座日本歴史』九 近世一 岩波書店 一九七五年 一一八・一五二頁）。

右のような経過を踏まえると、最上義光による岩屋朝繁への太閤蔵入地編入認可は、慶長七年、家康の義光への由利郡宛行がな

された後でなければならぬのである。生駒氏の例からすれば、おそらく慶長七年の段階で、蔵入地編入が認められ当該の文書が発給されたものと考えて支障なからう。したがって、同書状は慶長七年八月十七日文書であって、少なくともそれより遡ることはあり得ないであろう。

また、秋田における太閤蔵入地の最後の算用状が片桐且元へ提出されており、それには慶長六年の庄内出陣までの扶持方の経費が記載されているので（『市史』上 六〇三丁六〇四頁）、豊臣政権下由利郡における支配の秩序は、慶長六年の時点で崩壊し、翌慶長七年から徳川政権下の秩序が最上氏によって新たに由利地方に樹立されたのである。したがってその時点からあまり遠くない時期に由利の太閤蔵入地は消滅したのではなからうか。加えて慶長九年の段階で本城満茂が家臣石川丹後に領地を宛行っており、そのことからすれば本城氏領はすでに確定していたはずであるから、慶長七年には由利の領地支配関係は急速に固まりつつあったといえよう。

なお塩谷氏論文が、天正十八年八月十七日と比定した志村光明書状写の花押影と、私が慶長十四年八月六日と比定した光明書状（注3を参照されたい）の花押影は、双方の花押の形もそうであるが、「志伊」の署名も、ほぼ同じ手と判断してよからう。すなわち、両者は同一人物と考えて差し支えないと思われる。ちなみに「秋田藩家蔵文書」中に塩谷氏論文のいう志村伊豆守光安なる人物が発給した文書は、一通も存在しないし、光安宛の文書も見あたらない。また藩政期に家蔵文書を編纂した際に、八月十七日付け書状の文書名に「志村伊豆守光明書」とわざわざ明記してい

ることも留意する必要がある。同じく「秋田藩家蔵文書」の出羽文書に掲載された慶長十四年六月二十五日付の近藤但馬書状の注記に、近藤但馬を「志村伊豆守光明家人」と記述している。志村伊豆守の名乗りは光安ではなく光明なのである。したがってこの時期に光安・光明の異なる人物は存在せず、志村光明のみが実在する。

ところで天正十八年と年代比定ができないというのであれば、次に、小林氏論文の説く由利衆妻子の山形在住は、豊臣政権期においては実際にあり得たことではないと思われるが、同時期の最上義光と由利衆との関わりについて、次に明らかにしておく必要がある。

二、豊臣政権期における最上義光と由利衆

戦国末期にあつて、由利衆が最上義光の指揮下にあつたことは事実である。『山形市史』上巻 原始・古代・中世編（山形市一九七三年）七一―四頁によれば、天正十八年（一五九〇）にいたる義光と由利衆とは、次のような状況であつたという。

最上勢力の由利郡進出は、いつ始まつたかは明確ではないが、庄内でも川北地方（最上川より北の地域）には最上派の豪族が多く、天正十四年の最上勢の庄内進攻の鋒先も、川北に向かつていた。このころから最上の權威は、北隣の由利郡にまで浸透していったと推定される。義光が武藤義興を滅ぼした天正十五年ころは、由利十二頭はほぼ義光の傘下に入ったようである。天正十六年ころには、岩屋氏ら由利十二頭は最上方の尾浦城番と連携して義光の傘

下に入っていたらしい。最上義光は、由利郡も出羽国である以上、分国大名たる最上の傘下に入るべきであると考えていたようだ。天正十六年閏五月十一日、尾浦城番中山玄蕃が湯保治部大輔に送った書状や義光が仁賀保兵庫頭にあてた書状にも、湯保氏ら十二頭に対し、部將に命ずるような調子で書かれており、仁賀保氏ら十二頭は、すでに義光に「奉公」するような地位身分にあつたようだ。しかし同年五月には、すでに越後勢の庄内反攻が開始され、義光は一敗地にまみれた。この庄内敗戦で、最上氏の由利郡に対する権威は失墜し、庄内が大宝寺義勝の仕置となつたため、由利中が義勝に従ふことになつた、という。

天正十七年二月に勃発した湊合戦では、秋田実季から仁賀保氏や赤宇曾氏などの由利衆は加勢を求められ、これに応えて赤宇曾治部少輔やその弟の羽川新助などが実季に味方して大いに活躍したという。ところでこの湊合戦を記録した「湊・檜山両家合戦覚書」(「秋田家文書」前掲『市史』上、四七三頁)には、由利衆の動向を次のように叙述している。

其比ヨリハ悉ク庄内ノ主人本上越前カヨリキナリシト、コレニ仍テアカヲツ檜山ヘ通シテ云、某ウラ切スヘシ、然トモ本上越前ニウカ、ハンスンハ有ヘカラス、所詮檜山ヨリ本上ヘ使ヲ遣テハイカ、アラント申、仍檜山ヨリ本上ヘコレヲ云、本上尤ト同心ス、ヨリノ軍士少クハ某力人数ヲ遣スヘケレトモ、ソコノウシロマキハ、ヨリ勢計テモヨカラント云テ、家老一人ヨリノ士ニソヘテ遣ス、コ、ニオイテヨリノ士大ニイサンテ後ツメラス、

右の中に、当時の由利衆と大宝寺氏や本庄氏との関係で注目す

べき事柄を何点が指摘できよう。すなわち第一点として、由利衆は庄内の主人を大宝寺義勝ではなく、その父本庄繁長と認識していることである。これは当時の庄内の支配状況の実態を物語るものである。第二に由利衆は、本庄繁長の与力(寄騎)衆として位置づけられていることである。第三は、由利衆が本庄氏から離れて独自の軍事行動をとる時には、本庄氏の了解を必要とし、その場合には一定の手続きがあつたようだ。第四点として、それにしても、由利衆が本庄氏の承認を得た上とはいえ、独自に軍事行動ができたのは、本庄繁長と由利衆の関係が強い主従関係ではなく、由利衆は本庄氏の軍事的指揮権だけを受けるつながらであり、そこには由利衆としての独自性を残していたということである(「本庄市史」通史編 本庄市 一九八七年 四七二丁四七三頁を参考にした)。すでにして天正十七年段階で、由利衆が秋田や小野寺・最上・本庄氏など近隣の強大な勢力がせめぎ合う狭間で、主従関係ではなく、本庄氏の軍事指揮権のもとに編成されながらも、このような独自性ないし独立性を保持する関係を構築していたことは注目に値しよう。その仕組みは、由利衆のこれ以後の動向を伺う上でも留意しなくてはならない。

天正十八年、秀吉による奥羽日の本仕置が行われ、由利郡にも検地が実施された結果、由利郡の小名衆はおそくとも同年末には上洛したはずである(領知宛行の朱印状は、本人に直接下付するのが慣例)。ついで同年十二月二十四日、由利郡内で最大の領主であつた四三〇〇石ほどの赤宇曾氏から一七〇石弱の衾々井氏に至るまで、彼等由利衆は領地を安堵する秀吉朱印状を一斉に拝領した(「市史」上、四九三丁四九八頁)。例えば、仁賀保氏の場合

それは領知高三七一六石余の安堵状と二三力村の村名と各村高を書き上げた領知目録とからなっており、他の小名たちも同様であった。ただし祢々井氏や石沢氏・湯保氏などのように、領地があまりに狭小な領主には、領知目録は添付されなかつたようである（同前）。領知安堵の朱印状には、同年七月末に南部氏や戸沢氏へ与えた朱印状に見える、「妻子定在京」や城破りの文言はなく、石高のみの表記がなされたことは、彼らが足弱衆を伴つて上洛したからであろう。ここに一七〇石弱の祢々井氏に至るまで、由利衆は秀吉との間で主従関係を締結した。これは領地の宛行とそれに対する軍役の奉仕が義務づけられることになり、御恩と奉公という武家社会における主従の根幹をなす関係の成立であつた。

翌天正十九年の九戸一揆の出陣に際しては、早速この領知朱印状の石高に基づいた軍役動員がなされたのであり、由利衆も九戸城の包囲戦に参加した。その際、同年八月十二日の書状で最上義光は、由利郡の「小介川治部少輔、仁賀保兵庫頭、瀧澤又五郎、岩屋能登守、内越宮内少輔」＝由利五人衆に対して、陣触を伝達し九戸へ参陣するよう催促している（同前五〇〇頁）。最上義光の軍事指揮下に、由利五人衆を組み入れようとしたことを示している。なお、秀吉は天正十八年末から葛西・大崎一揆鎮圧を念頭におき、中央の軍隊である豊臣秀次・徳川家康・蒲生氏郷・浅野長吉を出馬させることを考えていたが、九戸一揆を契機として由利衆はおるか奥羽両国並びに夷島（えいしま）の蠣崎氏も出陣の諸將の目に見える形で動員し、奥羽の諸大名・小名をすべて動員することによって奥羽日の本仕置（もとせぢぢ）を實のあるものに転換させることにした。秀吉の眞のねらいは単に一揆鎮圧にあつたのではなく、惣無事令

によつてその手中におさめた軍事動員権が実際に実現可能かどうか、「奥州奥郡」の仕置を契機に一挙に東国の諸大名に試そうとしたのである。このことは翌年の朝鮮侵略への動員体制に直結するものであり、その動員体制の確認でもあつたのだ。

「東奥軍記」（同前五〇三頁）などによれば、仁賀保氏ら由利衆は、津軽為信や秋田実季・小野寺義道らとともに九戸城若狭館の向かいの穴手（あなて）に陣を構え、南部信直らとともに九戸城を見下ろすように陣を敷いたという。最上義光は、「鮭延寺開基之縁起」（同前五〇六頁）によれば、九戸一揆鎮圧に当たつて「姉台（帯）城」（現右手県三戸郡一戸町）の攻略に参加したとあり、由利衆と行動をともしたという記事は見あたらない。前述のように義光は八月十二日の書状にあつて、確かに九戸陣触を報じる立場にはあつたが、参陣して後は由利衆が直接義光から軍事的な行動を下命されるか、もしくは前記姉帯城（あなたい）攻略に出動を命じられた形跡が見あたらない。むしろ北羽の秋田氏や小野寺氏、陸奥の津軽氏と陣を接していたのであり、これは慶長元年（一五九六）から開始する伏見杉板の廻漕に編成された「隣郡之衆」との類似を想起させて興味深い。

文禄元年（一五九二）に開始した秀吉の朝鮮侵略に由利衆が動員されたことは、すでに前掲『本莊市史』通史編 第四編第一章第一節において叙述したので、彼等の動向についてはそちらに譲り、肥前名護屋での軍役負担の問題、晋州（チンジュモク）牧使城取巻衆への編成の問題に限って言及することにした。小林氏論文では、由利衆の名護屋参陣はあり得たであろうという、かなり消極的な説明であつたが、佐竹義宣の家臣大和田重清の名護屋在陣中の日記「大

和田近江守重清日記」（東京大学史料編纂所蔵写本）文禄二年五月四日条に、「おこし炭」の軍役の割り当てがおこなわれ、「奥之ゆり之衆」も越後・房州の大名たちとともにその負担を分担させられたとみえる。佐竹氏とともに越後・安房・出羽の由利衆が分担を命じられたのであり、その際大和田重清は豊臣政権の奉行であつた長束正家を通じて彼らへの引見を果たしたという。おそらく由利衆もまた、五奉行の一人である長束正家かもしくはそれに近い人物を仲立ちとして、豊臣政権から命じられる様々な軍役を遂行して名護屋に在陣したのであろう。ちなみに由利衆が、後に編纂された史料ではなく、当時の記録のなかに見えるのは、「大和田近江守重清日記」が唯一のものであつて、由利衆の名護屋在陣が歴史的事実として確認されよう。

さて秀吉は、文禄二年三月十日、諸大名に対して朱印状を発し、晋州牧使城取巻衆として八万三六〇〇人、漢城府在陣衆として五万六〇〇〇人、釜山浦の普請衆として一万二六〇〇人、漢城府・釜山浦間のつなぎの城郭在番衆として六〇〇〇人、舟手衆として八二五〇人などの大軍の出動を命じた（前掲『浅野家文書』二六三号）。朝鮮半島に派遣した約半数以上の兵力をもつて晋州城攻撃を企図したのである。晋州は、慶尙南道キョサンナムドから全羅道チョンラドに通じる要衝の地であつた。その城は「朝鮮国第一ノ名城ニテ、前八大河アリ、三方八嶮岨ニテ石壁高ク築キ、櫓数ヶ所挿キ上ケタ」（『両国壬辰実記 内閣文庫蔵』）ものであつた。すでに文禄元年十月、日本軍は同城に攻撃を加えていたが、晋州牧使によつて撃退された。豊臣政権は、漢城府と釜山浦との道筋の確保と、義兵の活躍が最も激しい、慶尙・全羅・忠清チュウシウの三道の拠点であつた晋州城を攻略

する必要に迫られた。同城の攻撃を着々と準備する一方、豊臣政権は「大明国勅使」と称する謝用梓シエユンサイと徐一貫シユイグワン、遊撃將軍沈惟敬シメンイウキョウら偽の明使節を名護屋に招来して和議の交渉をおこなつた。

秀吉は、和議の腹案として、朝鮮南四道割譲を既成の事実にしておこうと考え、そのためにも晋州城の攻略が是非とも必要だつたのである。由利衆をはじめ奥羽の大名・武將たちは、この晋州牧使城取巻衆に編成されたのである。奥羽地方の最大の大名である蒲生氏郷は、一五〇〇人、出羽国の最上義光は三〇〇人の動員が下命され、他の諸將は、次のようなものであつた（前掲『浅野家文書』二六三号）。

一、三百人 会津少将一手 羽柴出羽侍従

（中略）

一、百三十四人 木村ひたち一手 秋田太郎

一、百人 加賀宰相一手 南部大膳大夫

一、廿五人 加賀宰相一手 本堂伊勢守

一、拾人 会津少将一手 大崎左衛門尉

一、八拾八人 大谷形部少輔一手 油利五人衆

出羽山形城主最上義光は蒲生氏郷の一手、出羽湊城主の秋田実季は木村重茲の一手、陸奥三戸城主の南部信直と出羽本堂城主の本堂忠親は前田利家の一手、陸奥の大崎義隆は蒲生氏郷の一手、由利五人衆は大谷吉継の一手として、各々編成された。蒲生氏郷はこのような与力編成には入つておらず、秋田実季らは少人数であつたことから、与力として組み込まれたようだ。

晋州牧使城攻略に動員された由利五人衆を直接軍事指揮下においたのは、豊臣政権の奉行である大谷吉継であつて、最上義光で

はない。日明講和の切り札ともいえる晋州牧使城攻撃に備えての軍事編成であることを勘案すると、由利五人衆が義光の軍事指揮下に編成されなかったのは、おそらくこの時期には彼等が義光のくびきを脱したことを示しているのではなからうか。むしろ豊臣政権の奉行のもとに直接与力編成されて、戦国期以来の繋がりや断ち切られ、統一政権と由利五人衆との主従関係がよりダイレク卜な形になったのである。そこには、もはや最上義光の入り込む余地はなくなつたといえよう。

それは、慶長元年（一五九六）からの伏見杉板の搬出と廻漕の軍役賦課において、さらに鮮明になった。周知のように豊臣政権は、北羽地方の大名・小名と陸奥の津軽氏を「隣郡之衆」として編成して、秋田の杉材を山中から搬出して敦賀まで廻漕する軍役が、同四年まで賦課された。北羽では、由利郡の赤宇曾氏・仁賀保氏・滝沢氏・内越氏・岩屋氏、仙北郡の六郷氏・小野寺氏・戸沢氏・本堂氏、秋田氏、陸奥の津軽氏の面々であった。従来「秋田家文書」にみえる杉板搬出の割り当ては、秋田氏を通じて豊臣政権から各領主宛に個別に行われたと考えられていたが、次に掲げる「仁賀保家文書」（『市史 上』五一四―五一五頁）によって、実は由利衆には、他の北羽の領主と相違する賦課の形態がなされていたことが判明した。

伏見向嶋橋板長さ三間式尺あつさ

四寸杉板秋田山にて請取之割符之事

一、拾間

仁加保兵庫頭

一、拾吉間

赤宇曾治部少輔

一、七間

滝沢又五郎

一、四間 内越宮内少輔

一、式間 岩屋孫太郎

合三拾四間

右之板秋田藤太郎手前より請取之、山出川下申付、則舟賃秋田御蔵米を以、令下行、至敦賀相着、大谷刑部少輔二可相渡候也、

文禄五年三月廿六日（秀吉朱印）

秀吉は、北羽の大小名を「隣郡之衆」として編成するに際して、由利五人衆はさらにそれとは別に一括りにして板の賦課をしており、最終の算用は一緒でも賦課の朱印状は同じ隣郡の衆の中でも仙北の衆とは異なる形式にしたようだ。ここでは秋田実季から板を受領して、山中から湊まで搬出してそこから敦賀まで廻漕して豊臣政権の奉行大谷吉継へ渡すことが下命されている。慶長二年二月二日「伏見御作事為御用被仰出秋田山にて杉板割符之事」によれば、その際の船賃は、秋田の太閤蔵入地からの蔵米をもって充当せよと命じている。これらの形態は基本的に他の隣郡の衆と同様であり、各自が管理している太閤蔵入地の蔵米で諸費用を賄い、それが無い場合は預かっている蔵米をもって杉板の搬出をせよと述べている（『秋田家文書 東北大学蔵』）。このように秋田山中からの杉板搬出の軍役は、秋田氏を介在しつつも、文禄五年（一五九六）のケースにみるように、秀吉朱印状が由利五人衆に直接発給されて遂行するシステムを採用し、敦賀の大谷吉継との連携を由利衆はますます深めていったと考えられる。

天正十九年（一五九一）の九戸一揆の際に見られた最上義光の陣触伝達の例を除けば（しかし実際に九戸への参陣の状況を見た

場合、必ずしも由利衆は義光の指揮下にあったのではなく、後に隣郡の衆と称された北羽の大小名・津軽氏などと攻め口を一緒にしている）、文禄元年の肥前名護屋への参陣、名護屋での「おとし炭」軍役の負担、文禄二年三月の晋州牧使城取巻衆への編成、慶長元年からの伏見杉板廻漕の軍役遂行などのケースを検証してきたが、最上義光の由利衆に対する軍事指揮や与力編成への介入などは全く存在しない。由利衆は豊臣政権との主従関係を天正十八年十二月の領知朱印状拝領を通じて確立し、以後は同政権から軍役などの遂行を直接下命された。由利衆と同政権を結ぶパイプ役を担ったいわゆる奏者は、大谷吉継であったと考えられる。天正十六年閏五月十一日の湯保治部大輔へ宛てた中山光直書状（東京大学史料編纂所蔵影写本「湯保文書」）にも見えるように、戦国期以来、出羽探題職の威光を背に出羽国に威令を行っていた最上義光の影響力は喪失し、義光が由利衆を指揮下におくことはなくなつて、豊臣政権がストレートに由利衆に軍役の賦課を下命するようになつた。ここに戦国期出羽国における大・小名の秩序は統一政権の強力な大名統制の前にあえなく消滅した。これは肥前名護屋において、南部・秋田・津軽の三氏が、前田利家や徳川家康を通じて、戦国期以来の対立関係を清算して融和を図り（『青森県史』資料編 近世一 近世北奥の成立と北方世界 青森県 二〇〇一年 六一〜六九頁）、近世大名として脱皮しようとした試みとも通底するものであろう。

慶長五年、上杉景勝に対する備えを徳川家康から下命された最上義光は、同年五月七日に由利の仁賀保・赤尾津・滝沢の三氏に宛て、過分の軍役奉仕を勧告し上杉に備えるべきことを命じた

（『市史 上』五六九頁）。同年七月七日の家康の指令には、奥羽地方の上杉包圍網のプランが示されていて、それによれば南部・秋田・小野寺・六郷・戸沢・本堂は最上口へ、赤尾津・仁賀保は庄内へ、最上は会津に打ち入るにあたっては先手を勤め、南部・秋田・仙北衆は米沢の押さえとする。兵糧は義光から借用のこととあり、対上杉戦は、最上義光が主導する計画であつた。各諸將は基本的にこの計画に基づいて行動を起こしたのであるが、仙北の小野寺氏は天正十八年の出羽仕置において没収された湯沢・雄勝の回復を念願して上杉方に与同した。奥羽諸將への最上義光の下知は徳川氏の後盾があつたことで、先の由利衆へ宛てた五月七日の書状をもつて由利衆が義光の指揮下にあつたと解釈するのは早計である。

「秋田・最上両家関係覚書」（『市史 下』所収）によれば、由利衆は秋田実季と行動を共にしており、それには「又ゆり郡のめんめん八、兎も角も城介次第の由被申、もゝさんと申所へ出合、互に誓紙を取りかはし」（同前一六六頁）と見え、彼等は秋田実季への忠誠を誓約していて、最上義光の指揮下にあるようにはとも見えない。文中の「もゝさんだ」とは百三段（現秋田市）のことで、由利郡と秋田領との境にある地なのでこのような誓紙を取り交わすにはふさわしい地でもあつた。ここには最上義光の姿は全く見えず、この後の矢島・笹子一揆鎮圧（地図2参照）、大森城の包圍戦への出陣等、由利衆が秋田実季と行動を共にしたことは、各史料に見えるところである。

しかし、一連の上杉包圍戦における奥羽大名たちの戦闘の様子は、最上義光にすれば大いに不満が募るものであつた。慶長五年

十一月八日の伊達政宗へ宛てた最上義光の書状（『市史 上』五八八頁）は、その間の事情を詳述したものである。そのなかで最上義光は、由利衆や秋田氏などが仙北小野寺攻めをおこなったが、それはただ単に出陣の体裁を繕うものであって、世間では「中々ばかけ成事二候」と評しているとした。同様に南部氏も十月二十四日、横手に手勢を出して家の六、七軒を焼いただけで帰っており、これは「首尾口あわせまてのとかのかれ計の事を仕候」と記した。奥の衆すなわち奥羽地方の大名・小名は、徳川家康からの出陣要請に対して、まじめに戦おうとせず出陣の体裁を繕う、いわば形ばかりの参陣であり、家康からの叱責に対して言い逃れを目論むような行動だけであつたと酷評した。

最上義光は、北羽・北奥地方の各大名・小名の動向に、このように著しい不信感をもっていた。家康への義光の讒言を秋田実季が跳ね返し、当時の状況を生き生きと伝える史料として知られる前掲「秋田・最上両家関係覚書」は、義光にすれば右のような不信感が根底にあつて徳川氏へ提訴したものと考えられ、一方的に北羽を獲得したいという義光の野心によってのみ家康への意見具申がなされたのではなからう。いずれにしろ、上杉包圍戦の主導的立場にあつた最上義光の発言権は、秋田実季や由利衆とは比較にならないほど強いものであつたことは間違いない。したがって戦後処理にあつては、最上義光の意向は、徳川家康の奥羽における大名配置に強く反映したものとつたのであり、義光が庄内の加増と湯沢・雄勝と交換で由利を拝領するという破格の処遇を受けたのは、その表れであつた。

慶長六年八月、徳川家康は上杉景勝の米沢への減転封を命じ、

移封にあつて奥羽と北国の大名・小名を動員した。その番組編成のなかに由利衆の名前が見え、それによれば赤尾津孫次郎は二五〇人、仁賀保兵庫は一八五人、滝沢刑部少輔は六〇人、打越孫太郎は六〇人とあり（『市史 下』所収「最上家譜」）、前記天正十九年の九戸一揆の際に、最上義光から陣触を受けた五人の中で岩屋氏が脱落している。慶長五年十二月二十五日、徳川家康は仁賀保拳誠と赤尾津孫次郎、岩屋朝繁に見舞いの使者派遣と大鷹献上についての礼状を発給し（同前所収「源姓小笠原岩屋氏成仙院伝来」二六一頁、『市史 上』五九六―五九七頁）、翌日には、徳川秀忠が同じく赤尾津孫次郎へ若大鷹献上についての礼状を与えた。岩屋氏も家康の側近本多正信に接近を図り、慶長六年にいたつても鷹の献上を続け、中央の情報を懸命に収集している（前掲「源姓小笠原岩屋氏成仙院伝来」二二三頁）。関ヶ原戦後、由利衆にあつては戦後処理がどのようになされるのか深刻な問題であり、彼等は生き残りに必死であつた。

しかしこのような懸命の生き残り策もむなしく、前述のように由利郡は最上義光が領有し、中世以来の由利郡の支配秩序は劇的に転換した。由利衆解体の経過は『本莊市史』通史編に譲るとして、関ヶ原の戦後における由利五人衆の処遇のあらましを述べると、仁賀保氏、内越氏は徳川氏の家臣として、すなわち幕臣としての存続を許された。滝沢氏、岩屋氏は、由利五人衆には認められていない石沢氏などともに、最上氏の家臣として存続することになった。由利衆の「一ノ頭」（『市史 下』所収「湊・檜山両家合戦覚書」）といわれた赤尾津氏のみが、「赤宇曾離敵」（同前所収「大井氏系図」）と称する改易の処分を受け、ここに由

利衆は完全に解体し由利の中世は終焉を迎えたのである。

三、最上氏による滝沢・岩屋両氏の統制について

「一、年末詳八月十七日の志村光明書状について」において検討した同文書をもとに、慶長七年（一六〇二）、最上氏の新たな家臣となった岩屋氏・滝沢氏を取り上げて、最上氏の家臣団統制について考えてみたい。本稿では、志村光明書状は塩谷氏論文で比定したような天正十八年ではなく由利郡が最上領に編入された慶長七年以降である、との結論を得た。同書状によれば、岩屋氏領に設定されていた太閤蔵入地は、最上義光の判断によって岩屋氏の領地と認められ、その年の年貢から岩屋氏が収納してよいことになったのである。

そこで、「其元ニケ吉御蔵入之事」に始まる志村光明書状の前半部分に示された義光の意向がどのように実現されたのか、由利郡における岩屋氏と滝沢氏に対する最上氏の知行宛行の実態を明確にしてゆこう。

ところで最上氏支配下の由利郡で、岩屋氏の領知高が史料に初めて見えるのはいつのことであろうか。慶長十三年（一六〇八）十一月、岩屋氏は最上義光の子最上家親の祝儀につき銀子を献上した。その際の文書に（『市史 上』六二五頁）、

覚

高半物成

一、式千四百石二付而

永楽百六拾八文 すミコ

此銀子拾五匁五分八（小黒印影）

但永十壹文かねの算用也、

右之銀子、^{〔河原〕}寒江駿河様御祝儀二付而被指上条ヲ、豊前処へ請取候て、山形へ差上申候儀実正也、

とあり、領知高に応じた祝儀銀の献上が岩屋氏に命じられ、本城満茂を通じて山形へ献上されている。慶長十三年の時点で二四〇〇石の領知高であつて、「高半物成」と見えるので、岩屋氏が実際に貢租として収納できるのは、一二〇〇石余であつた。ところで、豊臣政権における岩屋氏領は、合わせて八九一石余であることから、同氏領に設定された太閤蔵入地が最上氏から岩屋氏領として編入が認められたので、その二分の一を加算すると一三〇〇石余となる。これが志村光明書状で新たに認められた岩屋氏の領知高であつた。しかし右の通り慶長十三年の段階で、二四〇〇石余の領知高が書き上げられているのを見れば、最上義光の旗下に入ることによつて、太閤蔵入地に加えて約一〇〇〇石余の加増がなされたようだ。

さて慶長十七年（一六一二）、由利郡総検地の結果、同年六月、最上義光から岩屋朝繁に与えた領地目録によると、岩屋氏の本米が九五四石余、出米が一七六石余、屋敷高など合わせて物成高一三〇石余（『市史 上』六三四～六三六頁）だから、本高はその二倍の二二六〇石余となる。また領地目録によると、同氏の領地は須山村（現由利郡大内町松本）をはじめとして全部で一五カ村、大内町を中心とした地域を岩屋氏は拝領した。「由利郡惣高覚書」には、岩屋領分として「本出合」一二二六〇石七斗四勺（『市史 下』五四〇頁）、「本城領分外二領高書出」には、岩屋領

分として二二六〇石三斗五升と（同前五四一頁）、若干の違いがあるものの、慶長十七年の最上氏による由利地方の総検地ののち、宛行われた岩屋氏の領地は、現大内町を中心とした地域（二二六〇石余であった。なお「最上義光分限帳」（『市史 下』六七号）によると、岩屋氏領では屋敷の数が一四四、家数が一五三とあり、支配領域の内実をある程度うかがうことができる。このように岩屋氏をみた場合、豊臣政権下の領知高にさらに加増された形で最上氏の家臣として領地の宛行がなされ、所領の範囲もおおむね豊臣政権において宛行われた地域を踏襲して本領が安堵されたようだ。

滝沢氏は、由利衆のなかでも赤尾津・仁賀保両氏につぐ所領を認められた領主であった。豊臣政権からは約三〇〇〇石弱の領地を宛行われ、領内に三分一の太閤蔵入地を設定されたと推定される。仁賀保・内越両氏のように、幕臣として近世に存続することを許されなかった。その理由は史料が残存していないので判然としない。

「滝沢氏家系」（『市史 下』所収）には、滝沢刑部少輔政道が慶長五年の関ヶ原の役において最上義光に与同して軍功をあげ、翌六年最上義光の旗下となり、家老職をつとめ、同八年の由利地方の最上領化の過程で「旧領滝沢」に封ぜられ前郷（現由利郡由利町）に築城したという（同前三四七頁）。文禄三年（一五九四）、矢島光安の残兵によって凶らずも滝沢政家は自刃させられ、その子政忠は最上義光に仕え、その子刑部少輔政道が旧領滝沢に入ったという（同前所収「滝沢由来記」）。すなわち滝沢の残党は一時由利郡の本貫の地を離れて最上氏の庇護を受け、慶長五・六年の

動乱の過程で滝沢刑部が最上氏から送り込まれたというのである。

「滝沢氏家系」や「滝沢由来記」に見える記事は、信用しがたい部分がある。実は、滝沢氏の系図は不明の箇所があり、天正十九年（一五九一）の九戸一揆の陣触に由利五人衆として名を連ねていたのは滝沢又五郎である。ついで慶長元年から同四年まで伏見杉板搬出の軍役を担ったのも滝沢又五郎であった。しかし慶長六年の酒田出陣の番組に編成されたのは、滝沢刑部少輔である。なお「奥羽永慶軍記」によれば、慶長五年十月の仙北大森城包囲戦に由利衆が参陣した際には、「滝沢刑部少輔・同又五郎」（『市史 上』五九一頁）と見え、刑部少輔と又五郎は別人として扱っている。各系譜によれば又五郎は、滝沢兵庫頭政家の弟に当たり、兄とともに文禄三年八月に矢島の残党の攻撃で自刃したことになっている。しかし残された文書による追跡では、又五郎は伏見杉板軍役を滝沢家の当主として負担しているので、文禄三年に死亡した人物とは相違することになる。

同家に残された系図に従えば、滝沢郷を本貫とする滝沢氏は文禄期に絶え、豊臣政権との主従関係を契した人物が突然消失し、軍役の負担者がいなくなったことになる。文禄五年から開始する一連の杉板搬出に関わる「秋田家文書」や「仁賀保家文書」には、滝沢又五郎の名が記述されてそのような形跡は認められない。この謎を解くことは、今のところできないが、三〇〇〇石程度の小名とはいえず、当時の豊臣政権下で領知朱印状を拝領して各種の軍役の負担をした領主が内乱ともいえるような事態で殺害されることは考えがたく、しかもそれ以後も杉板搬出という豊臣政権にとって重大な軍役を遂行しているのをみれば、右の事態はあり得るこ

とではない、と考えるのが妥当であろう。したがって、滝沢又五郎家に慶長五年の上杉包囲戦の過程で、それまで最上義光に仕えていた滝沢氏の分流が義光によって送り込まれ、本家の滝沢又五郎家を何らかの形で襲奪したのではなからうか。前掲「奥羽永慶軍記」に、刑部少輔と又五郎が連名で掲載されたのは、その間の事情を物語っているようだ。刑部少輔とは滝沢政道を指し、彼は慶長十四年正月、臣下によって殺害されたと「滝沢由来記」や系図に見える。これは史実であろう。政道の支配に不満を持つ、又五郎家の縁に繋がる者の仕業であったのかもしれない。滝沢家の混乱が、未だ収まらない様子が看取されよう。

さて滝沢氏は、前掲「最上義光分限帳」には、滝沢兵庫として「一、高巻万石 二十騎 鉄炮五十挺 弓十張 鎗百二十本」と見え、「滝沢領」として本米四五二八石余、出米八八六石余とあり、それらを合わせると五四一四石余となる。これは半物成の計算による数値であるので、二倍して約一万石の領知高であったようだ。また「本城領分外二領高書出」（『市史 下』所収）によれば、「滝沢領分 但半物成、本出一万八百二十九石三斗二升二合」とあるので、滝沢氏の領知高が約一万石程度であったことは、まず間違いない。

その領域は、「由利郡中慶長年中比見出検地帳」によると、滝沢領として、山田村をはじめとして西目村までの一三力村が書き上げられている（『市史 下』六〇四・六〇五頁）。現在の由利郡由利町を中心として本荘市・西目町に若干またがる地域に及んだ。「最上氏収封諸覚書」（『市史 上』六九一頁）には、

同（羽後由利郡）
一、滝沢之城

同（秋田県）

滝沢兵部居所、知行壹万六千石

とあり、滝沢氏の知行が一万六〇〇石と記述されているが、この石高は容易に信用しかねる。しかし、当時、滝沢氏は居城主として認められていたことは注目に値する。滝沢氏の城については、「最上領由利内城之覚」に「平城」とあり（同前六三九頁）、「滝沢氏家系」にも、「前郷二築城」と見え（『市史 下』三四七頁）、滝沢氏はいわゆる城持ちの有力家臣であった。また前掲「最上義光分限帳」によると、滝沢氏の領内には、屋敷が七三三、家数は七七〇あったという。

滝沢氏は、岩屋氏と同様、豊臣政権下で認められた領知高に蔵



写真1 滝沢城本丸跡

入地分を加算された結果、四五〇石ほどを当初最上氏から与えられたのであるが、同氏の場合、実際には大幅な加増を受けて、万石格の領主となった。新たな当主刑部少輔政道がすでに最上氏の重臣として義光の信任を得ていたことが理由であるうか。いずれにしても一万石の城持ち領主として由

利支配に臨んだのである。⁹⁾

現在、滝沢城の絵図は残存しておらず、「本城家文書」（本城氏蔵）の「最上領由利内城之覚」に同城の概要が記録されている。それによれば、本丸（写真1参照）と二の丸、三の丸の三郭から構成される平城であり、各郭は堀で囲まれ、本丸南側の下には子吉川が流れて堀の役割を果たしていた。本丸の追手門は冠木門であって、各郭を土塁が圍繞していたようだ（『由利町文化財調査報告書』第一四集 埋蔵文化財詳細分布調査報告書1 秋田県由利郡由利町教育委員会 二〇〇〇年）。城の北側に城下町を形成し、滝沢氏一万石の滝沢城下がこの時期に誕生したのである。

『由利町史』改訂版（由利町史編さん委員会 一九八五年）一五九頁によれば、滝沢城下は、侍屋敷八〇、足輕家九〇、民家一〇〇ほどで構成していたという。しかし築城後一六年を経た、元和八年（一六二二）十月、最上改易の際に、江戸幕府の命令によって、郡内の本城と滝沢の両城は、秋田佐竹氏の家臣団によって破却された。幕府の由利検使衆は、特に破却には念を入れるように申し入れ、十月十六日、両城の破却は完了した（地図2参照）。

さて、慶長七年と推定される前掲志村光明書状の後半部分の検討に移りたい。後半部分とは、「滝沢氏をはじめ、妻子を山形に在住させることになったので、義光は岩屋氏も同様に措置された。山形城下町の傍らに、岩屋氏の屋敷を給与することによってあるから、是非岩屋氏にあつては妻子を山形に集住させるようにしていただきたい」というものであった。なかでも「御簾中方子息共二」という文言には、義光の強い意志がにじんでおり、山形に人質として妻子を差し出せと命じているのである。すでに滝沢氏

は下知に従って山形城下に妻子を寄越しており、城下に屋敷も拝領したと述べている。『図録 山形県城郭古絵図展』（最上義光歴史館 一九九〇年）によれば、最上時代の山形城下絵図の写本は現在三〇点ほど確認できるといふ。原図に最も近い絵図として山形県立図書館蔵「最上家在城諸家中町割図」（写真2参照）によると、滝沢兵庫頭の屋敷は、山形城三の丸七日町大口の付近に所在する。他の絵図でも同様である。三万九〇〇石余を領して由利郡の新たな領主となった本城満茂の屋敷は、同じく城内三の丸小バシ口にあつた（高橋信敬『最上時代山形城下絵図』誌趣会 一九七四年 八二・八三頁）。



写真2 「最上家在城諸家中町割図」（山形県立図書館蔵）の城内部分
（図録『仙台城』仙台市博物館 二〇〇一年より）

最上氏は、これら山形城内に屋敷を持つ大身層の家臣の中でも、庄内・由利の重臣たちには、「宿分」と称する賄料を供与している。例えば、「最上家中分限帳」（前掲『山形市史』史料編一

五二頁)によれば、酒田の志村伊豆は五〇〇石、鶴岡の下次右衛門は二〇〇石を、また「本城満茂知行書出写」(『市史 下』五三九頁)では、本城満茂が天童に扶持方分二〇〇石を給与されたとある。「山形県史」検地帳 上巻(山形県 一九六四年)所収の元和九年「出羽最上山形内鮎洗村御水帳写」・「東金井村之内志戸田」の両検地帳に、山形近郊の農村である志戸田・鮎洗両村に、滝沢分として知行地が認められる。これらの宿分や山形近郊に宛行われた知行地は、恐らく豊臣政権下で大名たちに宛行われた在京賄料のような存在ではなかるうか。大身の家臣とはいえ、遠隔地からやってきて山形での在住は少なからぬ出費を余儀なくされたに違いなく、その消費生活に充当するためにこのような扶持が与えられたようだ。

さて城内には、五三四の侍屋敷があり、城外の山形城下には、一三二六の侍屋敷が割り渡されていたという(前掲高橋『最上時代山形城下絵図』一五三頁)。三の丸には重臣や譜代家臣、二〇〇石以上の家臣はおおむね屋敷を拝領していたのであるが、残念ながら岩屋氏の屋敷は確認できなかった。城下の侍屋敷も搜索したが、岩屋氏の屋敷は見あたらず、前掲の志村光明書状によれば、同氏には山形町の傍らに屋敷を与えると見えるので、城内三の丸には屋敷がなかった可能性もある。岩屋氏は秀吉から領知朱印状を拝領した家柄であるから、統一政権との間で直接主従関係を持っていたのであり、その意味からすれば最上義光とは本来同格であった。しかし慶長七年を境として由利郡が最上氏の領有するところとなったので、岩屋氏は統一政権から見れば陪臣に降下した。徳川氏の天下が間近いと確信した由利衆は、慶長五年(一

六〇〇)十二月、徳川家康の下での生き残りを模索して、家康・秀忠への鷹献上を通じた猛烈な工作を行ったことは、既述の通りである。その間の事情を充分に承知している最上義光は、岩屋氏領内の太閤蔵入地を与えたのみならず、一〇〇〇石余を加増して岩屋氏の不満を和らげる方策をとりつつ、一方では妻子を人質として山形に移すという、目に見える形で臣従化を図ったといえよう。岩屋氏は、最上氏にとってこのように歴史的な因縁のある家だから、当時の状況としては二〇〇〇石程度の家臣であっても人質徴収は当然あるべきことだったと考えられる。

しかし滝沢氏は前述のように、中世以来の由利十二頭の系譜を引くとはいえ、最上時代に入ってから、最上義光の意向の体現者として滝沢城を構えて子吉川の中流域の支配に臨んでおり(地図2参照)、郡内の城持ち家臣である本城城の本城満茂とともに、最上氏による由利郡支配の要ともいえる存在であった¹⁰⁾。この滝沢氏にも妻子の山形在住が下命されたのであるから、当然本城氏も同様に妻子を山形に差し出して、山形城三の丸に与えられた屋敷に彼等を住まわせたと考えられる。

問題は、由利郡の最上氏家臣のみが人質を徴収されたのかどうかということである。おそらく否であろう。最上氏は、領内の統一検地をとうとう実施できずに元和八年(一六二二)の改易を迎えた。最上領内で、指出検地とはいえ統一した基準で検地を実施できたのは、新たに自領となった由利郡と庄内三郡であり、他の地域は従来の家臣たちの勢力を無視できず、検地役人を彼等の領地に入れることができなかった¹¹⁾。そこで最上氏は、山形への人質徴収によって、各重臣・家臣の忠誠度を測る方策を取るしかなか

たのである。これは最上氏の領内支配、家臣団統制の脆弱さを示すものであった。それがむき出しの形で表れたのが、「家中争論」と称された元和八年の最上改易であったといえよう。

有力家臣から人質を徴収して、各城下に居住させることは、幕藩体制成立期にあつて巨大な藩領を有し大身の家臣が地方知行制を採用している大名には、普通に見かけられた事例である。例えば、同じ東北地方の仙台藩では、寛永十九年（一六四二）四月十三日の「伊達忠宗書出写」（『仙台市史』資料編二 近世一 藩政 仙台市 一九九六年 三四号）には、「一、奉行衆六人之内、二人者江戸供奉、残四人之内、式人八仙台二相詰、二人者在郷二可為休息候、番替之時、毎月二日之寄合二、万事相談、其後可退散事」と、仙台藩の藩政を預かる六名の奉行人たちは、三組に分れて、江戸供奉、仙台詰め、在郷休息と、各々ローテーションを組んで、知行地での休息を設けている。また「義山公治家記録」慶安二年（一六四九）六月十六日条には、「十六日甲辰、一門・一家・一族ノ輩二、料理ヲ饗セラレ、各在所ノ御暇ヲ賜フ（後略）」（同前七二頁）と、あたかも江戸幕府における將軍が参勤交代の大名に対するような賜暇の儀式を執り行つていた。

九州の佐賀藩では、本藩主以外の三支藩主の江戸参勤と、三支藩主および大配分の知行主以下の佐賀参勤、それに三支藩や大配分などの家臣の御館参勤があつた。ここでは、有力家臣である大配分の知行主以下の佐賀参勤について見てみよう。

当初佐賀藩では家中や又家中（陪臣）の佐賀移住を大いに推進したが、後には次第に後退の傾向を示し、寛永期には武士の在郷が一般的になつた。家臣の在郷居住は藩の支配体制上多くの矛盾

を抱えていたので、藩では佐賀参勤を決定し、当時本藩藩主の在郷の際には拝謁するのが通例であつたから、知行地から佐賀へ参勤することが家中に義務づけられた。寛永十九年九月、又家中の在佐賀に関する覚書には、在佐賀は三年交代とし、交代する時は藩主の許可を受けることとある。これによって、在佐賀は三年交代とし、代りなく詰めることは心次第となつた。また、家中の者は頭立つた者から出仕して、佐賀を移るのは来春中からでよいと規定している。これは三支藩主以下、大配分の知行主などの又家中に対する、佐賀本藩への参勤交代の具体的指示といつてよい。

これによつて、三支藩や主要家中が佐賀参勤をおこない、藩主に拝謁・伺候するほか、又家中をふくめて本藩の役方職務を交代分担したのであつた。

仙台藩並びに佐賀藩の事例を右に見たが、いずれも地方知行主の有力家臣には在地居住を許可しつつも、仙台城下や佐賀城下への参勤を義務づけ、藩主在郷の時には必ず目見ないし拝謁を求められている。右に述べた経過からして、おそらく最上領でも同様のことが行われたはずであり、従来、全く注目されてこなかつた有力家臣の知行地在住と山形への参勤は、慶長七年八月十七日と推定される志村光明書状によつて、判明したのである。その際、在山形の賄料が下付され、参勤と滞在が円滑に行われるようになっていた。このように最上氏の家臣統制は、慶長・元和期にあつて他の有力大名領において実施されていた領内参勤、在地、山形在勤というシステムを活用することによつてなされてきたと推察されるのである（地図1参照）。

むすび

本稿では、八月十七日付け志村光明書状の年代比定に関する検討から始めて、豊臣政権期の由利衆と統一政権や最上義光との関係、慶長五年（一六〇〇）以降、最上氏による旧由利衆の家臣化の過程、由利郡支配を通じて見えてきた最上氏の家中統制の在り方などについて考察を重ねてきた。以上の内容をまとめると、次のようになる。

第一点として、志村光明書状は、各方向から考証した結果、塩谷氏論文の比定した天正十八年（一五九〇）ではなく、慶長七年八月十七日ではないかという結論に到達した。豊臣政権による出羽仕置の過程をたどると、天正十八年という年代比定をした場合、従来の研究史で確認されてきた歴史事実とどうしても著しい齟齬を生じ、重大な無理を生じることが判明した。

第二点は、小林氏論文では塩谷氏論文に依拠して、豊臣政権期に由利衆の妻子が山形在住を強制されたと説くが、義光と由利衆の関係は同政権下でいかなる内実をもつものであったのか、その点の吟味をした。豊臣政権期の由利衆に関しては、残されている史料が少ないため十分な検討がなされないまま、最上義光との関係が戦国末期の状態のまま、その延長線上で語られてきた。天正十八年の奥羽日の本仕置を経過した出羽国において、そのような状況が何の変化もなく果たして継続するものであろうか。検討の結果、すでに天正十七年の段階で由利衆は、本庄氏の軍事指揮下にはあっても一定の独立性をもって行動をしており、最上義光とはその時点で主従もしくは従属するような関係ではなかったよう

だ。豊臣政権下では、肥前名護屋在陣など各種の軍役を遂行する過程で、同政権の奉行である長束正家や大谷吉継から政権の意向を直接伝達された。なかでも大谷吉継は、由利衆の奏者として政権とのパイプ役を果たした可能性が高い。加えて文禄五年（一五九六）から開始する秋田の杉材廻漕の軍役遂行にあたっては、「隣郡之衆」に編成されて秋田氏との関係を深めた。慶長五年の矢島・笹子一揆の討伐や平鹿郡の大森城攻撃でも秋田氏と誓約を交わしており、秋田氏への依存度は著しく高かった。したがって、豊臣政権期にあつては、由利衆と最上義光とは疎遠であつたといつてもよからう。このような状況を勘案すると、豊臣政権期に由利衆妻子の山形在住が歴史的にあり得た可能性は低いとの結論に達した。

ところで一九九九年に刊行された『秋田市史』第二巻 中世通史編（秋田市）は、同市史の中世史料編と『秋田市史研究』第六号の塩谷氏論文を踏まえて、豊臣政権期における由利衆の最上義光への従属関係を強調しているように見受けられる。しかし、本稿でそれらの文書の年代比定や内容を様々な角度から検証したところ、それらの見解には再考の余地がかなり存在することが判明したのである。

第三点として、慶長七年（一六〇二）、徳川家康から由利郡が最上領として領有を認められた後、第一点で明らかにしたように、義光は、由利郡の経営に積極的に乗り出し、滝沢・岩屋両氏へ領内に設定されていた太閤蔵入地の編入を許可した。加えて知行は大幅に増加され、滝沢氏は一万石の石高に到達した。しかも城持ちの大身家臣として、本城満茂とともに最上氏による支配の要と

して由利郡内の経営にあたった。

仁賀保氏や内越氏のように、徳川政権下で独立した領主として生き残りを画策していたにも関わらず、岩屋氏などはそれが叶わず、少なからず不満を持っていたと思われるが、それを和らげ、懐柔しようとした事情があったのだろう。しかし義光はアメばかりを与えたわけではなく、ムチもふるった。滝沢・岩屋両氏に、妻子の山形在住を命じたのである。人質の徴収である。このように目に見える形で最上氏への臣従を強制したのであり、滝沢氏は山形城三の丸に屋敷を拝領し妻子を居住させた。人質徴収と山形在住は、おそらく由利の家臣たちだけに強要したのではなく、有力家臣全体に及ぼした臣従化の政策であつたはずだ。義光が新たに領有した由利郡の領主たちは、かつては豊臣政権下では領知朱印状を秀吉から拝領しており、秀吉の臣という点では義光と同列であつた。そのような立場の小名を家臣にしたのであるから、明確な形で主従関係を構築する必要があつた。また最上氏の中世以来の家臣たちは、各自独立性が高く、新たに領地に編入された庄内と由利を除いて、最上氏は領内検地をとうとうできなかった。そのような中で、家臣統制と中世以来の主従関係を克服する手段として採用したのが、人質徴収と山形在勤の方策であつた。

在地の独立性が高い有力家臣層を近世的な主従関係に再編成するにあたって、最上氏は人質徴収に加えて、有力家臣に山形参勤を下命したと考えられる。山形在住に要する賄料の存在や、滝沢氏の例に見えるように、山形近郊に知行地を給付して、家臣の山形在勤がスムーズに行われるようにした。これは豊臣政権下の在京賄料に相当するものであろう。徳川政権でも、佐竹氏や伊達氏

などは、関東近在に知行地を宛行われていた。有力家臣の城下参勤は、仙台藩や九州の佐賀藩にも見られ、なかでも鍋島佐賀藩は童造寺系家臣や唐津衆・有馬衆など複雑な家臣団構成を有していたので、最上氏も類似した歴史状況にあつたといえようか。

右のような家臣統制の政策をもつてしても、最上氏は支配統制の脆弱さを克服することはできなかった。慶長十九年（一六一四）二月の義光死後、元和八年（一六二二）の改易に至るまで、最上領の内部は「家中争論」の状態であつたといえよう。最上家親の死後、その子義俊の襲封はあつたが、跡目の相続をめぐる家臣間の内訌は収まらず、家臣同士で幕府へ提訴を繰り返すなど、事態の收拾は藩主義俊の能力を超えるものであつて、幕府は最上氏の改易を決断せざるを得なかつた。元和八年、出羽探題の系譜を引くとして戦国期出羽国に威令を行おうとした最上氏は、五十七万石を収公され、義俊は近江・三河に一万石の捨て扶持を与えられて、出羽国における最上氏の命脈は絶たれた。

由利の滝沢氏は、最上改易後、入部してきた六郷氏の重臣として召し抱えられ、本荘藩家老として維新を迎えた。岩屋氏は、改易後、陸奥国三春の秋田氏を頼つたが、後、秋田に戻つて子孫は秋田藩に出仕した（前掲「源姓岩屋氏」）。豊臣政権に由利五人衆の一員として認められた滝沢・岩屋の両氏は、以上明らかにしたような過程を経て、戦国末期から近世にかけての時代を生き抜いたのであつた。

注

（1）『秋田市史』第八卷 中世 史料編（秋田市 一九九六年）では、同書一九七頁にみえる、赤尾津豊前に宛てた最上義光

書状を、天正十九年十二月二十八日と比定し、赤尾津豊前を龜田に居住していた小介川氏であるという。小介(助)川氏・赤尾津氏の系図を閲覧しても、豊前の官名を称した人物は皆無であり、天正期の秀吉文書や太閤記などに出てくる同氏の官名は治部少輔である。『梅津政景日記』に頻出する赤尾津豊前とは、赤尾津に居城を構えていた時の本城満茂の呼称であった。したがって当該文書は、慶長七年以降、本城満茂に宛てた書状とするのが妥当と思われる。

なお『秋田市史』第二巻 中世通史編(秋田市 一九九九年)三六八頁では、赤尾津豊前を小介川氏と解釈した右の結果に基づいて、天正二十年ころに小介川氏は最上義光へ銀子と引立礼物を送付し、それを「従者としての進物」と記述している。赤尾津豊前が小介川氏でないのは明らかであり、このことをもって豊臣政権期由利衆の義光に対する従属を説くのは、無理があろう。

(2) 注1の『秋田市史』第二巻 中世通史編の三六七～三六八頁においても、後掲の塩谷順耳氏「中世史料編補遺」(『秋田市史研究』六一九九年)と同様の記述がなされている(該当箇所は、塩谷氏が執筆担当)。

(3) 「最上家中分限帳」(『山形市史』史料編一 最上氏関係史料 山形市 一九七三年 一三七頁)によれば、志村伊豆守光明は、出羽国酒田城主で三万石を領していた。また「最上源五郎様御時代家中并寺社方在町分限帳」(同前二二頁)には、五万石とみえる。いずれにしても最上氏家臣団にあっては、重要な地位にある大身の家臣であった。

塩谷氏論文の解説(四七頁)には突然、「最上義光の側近志村伊豆守光安」なる人物が登場し、志村「光明は光安より一時期早い人物らしい」としている。しかも「年欠八月六日付の『山豊前様責報』と宛書きされた志村伊豆守光明書」を、^{じよこ}「笹子一揆との関係によって慶長五年と推定したことから、この間に混乱が生じた。すなわち年欠八月六日付志村伊豆守光明書は、従来、差し出し者が「志村伊豆守光安」と誤読されており(例えば前掲『山形市史』史料編一の二四二頁)、塩谷氏はそれに依りつつも差し出し者を光安ではなく光明としたことから、混乱にさらに拍車がかかった。同氏解説の文脈を正確に復元すれば、年欠八月六日付志村伊豆守光安書は、笹子一揆に関わる記事が見られるので、慶長五年と推定される。したがって光明は右の天正十八年と推定される文書に登場するから、光安よりは「一時期早い人物らしい」とすれば、同氏の記述は矛盾なく繋がるのである。

しかし塩谷氏論文で言及している、年欠八月六日付の「山豊前様責報」と宛書きされた志村伊豆守光明書状は、別稿で考証したように、慶長五年ではなく慶長十四年(一六〇九)と比定される。文中の「笹子山落」とは笹子一揆のことではなく、慶長十四年六月、出羽国由利郡笹子で山落^{やまおち}すなわち山賊によって引き起こされた「越国之金鑿衆」の大量殺人事件を指す。詳しくは、別稿「慶長・元和期出羽国の社会状況 山落・盗賊・悪党の横行と取り締まり」(仮題『北東北の成立と展開 近世・近現代の地域形成と社会』岩田書院から二〇〇二年四月刊行予定 所収)を参照されたい。

なお塩谷氏論文で、慶長五年五月二十四日の本多忠勝書状（秋田藩家蔵文書）に見える「貴殿之御代官所」の文言から太閤蔵入地の存在を類推しているが、当時太閤蔵入地を「御代官所」と称していたのか確証を得られないので、同書状についての見解は、保留にしておきたい。また粟野俊之『織豊政権と東国大名』（吉川弘文館 二〇〇一年）二二五―二一九頁によれば、仙北の「最上殿御代官所」とは、最上義光の仙北郡に与えられた義光領であつて、太閤蔵入地とは想定していないことを付け加えておく。

(4) 『酒田市史』改訂版 上巻（酒田市 一九八七年）二五九頁所収の写真版の志村伊豆守書状の花押も、右の二通の花押影と同様である。なお右書も光安と記していて、名乗りの表記は正確でない。また右書によれば、光明は慶長十六年八月に死去し、子供の光惟が跡目を継いだという。

(5) 『市史』上 四九三―四九七頁。祢々井氏には、「出羽国由利郡内祢々井村百六拾九石壹斗事」を宛行う秀吉朱印状が下付された（同書四九七頁）。その他、秀吉朱印状は現存しなくとも、写や控が残っており、また瀧保氏、石沢氏などの系譜や覚書には「御朱印」を拝領したという記事が記されているので、一〜二カ村の村の領主にも領知朱印状が下付されたようだ。

(6) 文禄二年五月の日明講和交渉に際して、秀吉は名護屋在陣の諸將から誓紙をとつて「大明国勅使」に対して悪口を言わないようにと厳命した。「誓紙一卷」と称された当該史料の紹介と解説、並びにその間の歴史的状況については、拙稿

「奥羽大名の肥前名護屋在陣に関する新史料について 文禄二年五月「誓紙一卷」の紹介と若干の考察」（『年報市史ひろさき』第一〇号 二〇〇一年）を参照されたい。

(7) 『由利町史』改訂版（由利町史編さん委員会 一九八五年）一五三―一五四頁でも、滝沢又五郎が忽然として歴史の舞台から消えた理由は不明としている。

(8) 滝沢氏は、由利郡内の前郷に慶長八年（一六〇三）から築城を開始し、十一年に完成したといわれる。前郷とは、鳥海山の前の郷という意味で、「正保四年出羽一國絵図」（秋田県公文書館蔵）には、「滝沢町村」と記されている。

『由利町文化財調査報告書』第一四集 埋蔵文化財詳細分布調査報告書1（秋田県由利郡由利町教育委員会 二〇〇〇年）第四章第一三節によれば、滝沢城は次のような立地環境にあつた。同城は、子吉川の中州中流右岸、沖積地に形成された標高約一七メートルの段丘の西端部に位置している。この段丘は子吉川の流れが何回となく変化した結果生じた段丘で、東部を除く北から南にかけての一段低い水田との比高は五〜七メートルである。滝沢城は、この段丘の南東部端に築城された平城であり、築城当時は子吉川がこの段丘南端まで入り込んで流れていたといわれている。そのためか段丘南端部は急激に南下の水田に下る断崖地形を呈しており、築城するには適した地ともいえる、という。

なお岩屋氏は、『大内町史』（大内町 一九八九年 二〇五頁）によれば、岩屋館に居を構えたというが、関係の史料がないため詳かにし得ない。

(9) このように滝沢氏は、最上氏の家臣として約一万石を領したとはいえ、統一政権との関係からすれば陪臣の身分に下降したわけであり、明らかに滝沢氏にとっては関ヶ原の役はマインナスに作用したともいえよう。ここに徳川政権による由利衆の解体という大きな政治的意図が介在したと考えるべきであり、単なる関ヶ原の役における論功行賞という次元の議論では解明できない背景が存在するのではなからうか。

(10) 『陸奥出羽天台宗』（叡山文庫蔵。同史料については筑波大学の山本隆志教授から御教示を頂いた）には、「羽州羽黒山末三ヶ寺」の一つとして、由利郡では、「本庄滝沢 金峯山龍洞寺」が書き上げられており、「支配下修験式拾遺軒」とみえる。このように滝沢は、羽黒修験の由利郡における拠点であったようだ。前掲注7の『由利町史』七〇三〜七〇四頁によれば、現在同寺は残っておらず、わずかに関係の墓地を残すのみであるという。また同寺は、由利・滝沢両氏からの崇敬が厚く、一族の中から寺主になるものがいたし、天台宗を熱心に広めたので寺院の数が三三坊に達したとある。

(11) 『山形県史』第二巻（山形県 一九八五年）九〇頁によれば、最上検地については、次のように論評している。最上山形藩の慶長十六（一六一一）、十七年の慶長検地は、新領知の庄内・由利地方で一斉に実施された検地ではあったが、庄内地方と由利地方に基本的ともいえるべき検地方式の一部に違いがみられ、また庄内地方でも川南と川北で若干の違いがあったのである。このような違いは何に基づくかは簡単にいえないうが、その一つに現地の対応を考慮した藩側の妥協があった

といえよう、という。

(12) 佐賀藩の事例については、藤野保編『佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館 一九八一年 本編第三章第二節）を参考にした。

付記 本稿を執筆するに当たり、青森市史編さん室嘱託員の工藤大輔氏（中央大学大学院博士課程後期）と年末八月十七日の志村光明書状について検討する機会があった。その際、同氏からは貴重なご意見を頂戴した。加えて青森県立郷土館主任学芸主査瀧本壽史氏からは、本稿全体についてご懇篤なご意見を頂いた。

また写真2に関しては、山形県立図書館、仙台市博物館より大変お世話になった。ここに皆様に対して、衷心より感謝する次第である。